

# 少年非行と虐待の関連性について

上野美羽

- 1 はじめに
- 2 虐待の定義
- 3 少年院在院者の被虐待経験
- 4 虐待が与える影響
- 5 おわりに

## 1 はじめに

以前犯罪学の講義や、今年1年間少年法について学修し、少年の非行要因は、個人的な問題だけではなく、周囲の環境も大きく影響しているのではないかと思い、少年にまつわる環境について興味を持った。

少年にまつわる環境といっても家庭や学校等様々であるが、今回は特に非行に及んだ少年の、幼少期の家庭内での虐待という点に焦点を合わせて、非行と虐待の関連性について検討していく。

## 2 虐待の定義

### (1) 虐待の定義

児童虐待は、「児童虐待の防止等に関する法律」の第二条によって、「この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。」と規定している。具体的な行為は、①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待の4種類に分類されている。①～④の概要は以下のとおりである、①は私たちの想像にも難くない殴る蹴るといった行為、②は子どもへの性的行為等、③は家に閉じ込め、食事を与えないといった行為、④は言葉による脅しや無視、きょうだい間での差別等と定義されている。

身体的虐待やネグレクトは、周囲の大人に気づかれやすく顕在化しやすいが、恥じらいや恐怖から告白することを恐れる性的虐待や、子どもの身体に影響を与えない心理的虐待は水面下で進行し、エスカレートしやすい傾向にあると考えられる。

### (2) 気づかれない・気づかないという問題

法律も施行され、虐待の防止や早期発見のために策は講じられてきている。しかし、依然として児童虐待による犠牲者は後を絶たない。これは、(1) の最後でも述べたように、虐待が発生していたとしても気づかれないという点に問題があると言える。

「未成年期に家庭で児童虐待を受けていた経験があるが、社会的養護につながることもなかった」18歳以上を対象に実施され、10代～60代以上の計683人が回答した調査によると、自身が「虐待を受けている」と気づいた年齢は、「20歳以上」が50.5%と過半数を占めるという結果<sup>1</sup>が出ている。この結果からも分かるように、日常的な虐待というイレギュラーな状況が、幼少期から続くと日常化し、虐待を受けることに何の疑問も抱かなくなるのである。子ども自身が「虐待ではない」と思っていると、SOSを出すことはほぼ不可能であり、周囲がその状況に気づく以外に顕在化することは困難である。

児童虐待防止法第5条では、児童に触れる機会の多い職員に向けて早期発見に努める責任が課せられている。厚生労働省のHP内の、教職員向けに児童虐待に気づいた時の対応という項目で児童相談所や福祉事務局へ連絡または相談をする例として「体に説明のつかない傷があるなど、暴力行為を受けていることが疑われる」、「わいせつな行為がなされていることが疑われる」、「日常的に食事が十分にとれていない、身なりが不衛生など、放置されていることが疑われる」、「極端な拒否、脅しなどを日常的に受けていることが疑われる」の4点が挙げられている<sup>2</sup>。これらに当てはまる児童がいれば即刻通報することが、自身が「虐待を受けている」と気づいていない子どもに対するアプローチとして非常に重要になってくると考えられる。

今後は、日常的に「虐待を受けている」と自身で気づくことのできる環境づくりに注力していかなくてはならないだろう。

### 3 少年院在院者の被虐待経験

12月8日に法務省は非行少年の幼少期の逆境体験を分析した2023年度版の犯罪白書を公表した。逆境体験の分析は今回が初である。逆境体験は正式には、「逆境的小児期体験 (Adverse Childhood Experience : ACE)」(以下、ACEとする)と呼ばれ、小児期における被虐待や機能不全家族との生活による困難な体験のこと<sup>3</sup>を指す。ACEは、成人期以降

---

<sup>1</sup> 朝日新聞DIGITAL 川野由起 島崎周 「「死にたいと思った」9割、虐待気づかれず育った大人の痛み<<https://www.asahi.com/articles/ASRCX64SQRCMUTFL003.html>> (2023年12月3日) 2024年1月17日最終閲覧

<sup>2</sup> 厚生労働省 こころもメンテしよう～ご家族・教職員の皆さんへ～  
<[https://www.mhlw.go.jp/kokoro/parent/teacher/corresponds/corresponds\\_03.html](https://www.mhlw.go.jp/kokoro/parent/teacher/corresponds/corresponds_03.html)>  
2024年1月17日最終閲覧

<sup>3</sup> 山崎知克 野村師三 「逆境的小児期体験が子どものこころの健康に及ぼす影響に関する

の心身の健康に影響を及ぼすという報告<sup>4</sup>がされ、現在ではACE研究として広く知られている。

今回行われた調査は、少年院在院者と保護観察処分少年を対象に実施された<sup>5</sup>。12項目からなる少年が幼少期に家庭内で受けた体験を調査対象としている。この調査の結果、調査対象者全体で見ると、「親が亡くなったり離婚したりした」、「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」、「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」という順で、ACE該当率が高いという結果が出た。また、少年院在院者の該当率は、保護観察処分少年よりも高いという結果が出ている。

この結果は、令和4年度版罪白書における「少年院入院者の被虐待経験別構成比<sup>6</sup>」にも表れている。男子で40%、女子で58.9%の入院者が、虐待の種類を問わず被虐待経験があると回答している。また、今秋に訪れた東日本少年医療・教育センターにおいても職員の方が、「入院者の多くは虐待を受けてきた」という旨の話をしていたことから、非常に注目すべきであると言える。

#### 4 虐待が与える影響

##### (1) 愛着障害から考える影響

愛着とは親に限定せず、「特定の人と結ぶ情緒的な絆」のことを指す<sup>7</sup>。人は愛着を他者との間で形成することで、活動するとき自然と安心感や安定感を持つことができる。そして愛着は、自己の感情のコントロールや精神的自立にも大きく影響している。愛着の獲得プロセスの簡単な例を挙げる。幼少期に母親と散歩中、大きな犬と遭遇する。初めて見る大型犬が恐ろしく、泣いて母親に助けを求める。母親は泣いている自身を安心させるような言葉をかけ、犬が通り過ぎるまで近くにいることで、自身の恐怖心を取り除こうとする。このような、「不安を感じる→周囲に不安を伝える→周囲が何らかの対応→不安解消」の一連の流れを繰り返すことで、子どもは自然と愛着を獲得していく。

しかし、虐待などの何らかの要因で特定の人と情緒的な絆を結ぶことができないまま成

---

研究』[201907005B0011.pdf \(niph.go.jp\)](#) 2024年1月17日最終閲覧

<sup>4</sup> 山崎 野村 前注同上

<sup>5</sup> 令和5年版 法務省 『犯罪白書』7-5-5-1 図 [moj.go.jp/content/001407767.pdf](#)  
2024年1月17日最終閲覧

<sup>6</sup> 令和4年度版 法務省 『犯罪白書』3-2-4-8 図 [001387344.pdf \(moj.go.jp\)](#) 2024年1月17日最終閲覧

<sup>7</sup> 日本総研 厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 『愛着（アタッチメント）』3頁

[https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/pdf/column/opinion/detail/202304\\_mhlwkodomo\\_another21.pdf](https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/pdf/column/opinion/detail/202304_mhlwkodomo_another21.pdf) 2024年1月17日最終閲覧

長してしまうこともある。この状態を愛着障害と呼ぶ。愛着障害の子どもは、自己の感情のコントロールをすることが困難で、「何をやってもうまくいかない」と自己否定に至るケースがある。自己否定は周囲と比較して発生すると考えられるため、非行に及ぶ過程でも「どうせ自分なんか」と考え、自暴自棄になり恐れることなく非行に至ると予想する。

## (2) 暴力という選択肢

次に、虐待の中でも日常的に身体的な暴力を受けていた少年に着目して考える。

学校で集団生活を送る過程で、意見の衝突が生じることは致し方のないことである。低学年のうち、自身の思い通りの結果にならなかったことに腹を立て、相手に手をだしてしまった。という経験のある者も少なからずいるだろう。だが、成長し社会性を身に着けていく中で、意見の衝突が生じると話し合いによって解決する術を学んでいく。このような処世術を学ぶことが、子どもたちに勉強を教える以外の学校の役目である。だが、私は暴力が日常化している子どもが対話による解決という手段を理解することは困難だと考える。

そもそも双方の間で意見を聞き入れる姿勢や、相手を多少なりとも尊重しようという意識が無いと、対話による解決は見込めない。家庭内で保護者に「話を聞いてもらえない」「大切にされていない」という無力感や疎外感を感じている子どもたちからすると、これらの姿勢や意識を持つよりも、暴力に訴え相手を支配することで物事を解決する方が却って楽な方法ですらあるのだ。

したがって、幼少期の虐待経験は成長してからも物事の解決手段に暴力という選択肢を消すことができず、非行を助長してしまうと考えられる。

## 5 おわりに

今回、非行少年の幼少期の虐待に焦点を当て検討をした。上記で述べた影響以外にも、子どものその後の人生に虐待が大きく影響を及ぼすことは言うまでもない。私は、虐待を要因とする非行という不適切な行動に及んでしまうトリガーの除去が重要であると考え。このトリガーは周囲から理解されない、必要とされていない、という疎外感や無力感を感じると解放されてしまう。そこで、長期的に少年に対して居場所やコミュニティの提供を行い、良好な関係を他者と結ぶ成功体験をさせることで、非行を未然に防ぐ、あるいはその後の再非行の防止に繋がると考える。